平成２４年（フ）第４０７号
埼玉県東松山市沢口町21番地４　レオパレスフルール104、旧住所埼玉県東松山市沢口町22番地８　レオパレス　ラ・プランタン205
債務者　松本　正夫
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４０８号
埼玉県深谷市岡2844番地　すばるⅠ―102
債務者　小林　一豊
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４１３号
埼玉県深谷市原郷2082番地46
債務者　中島　美洋
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６２号
千葉県山武郡芝山町岩山2308　高根病院、住民票上の住所新潟県新発田市金谷129番地
債務者　熊倉　温子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７２号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地412
債務者　稲葉　裕明
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７号
岐阜県土岐市泉町河合987番地　土岐第２教職員住宅303号、従前の住所岐阜県関市稲口423番地２　教職員住宅Ａ301
債務者　成松　　徹
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１１４号
岡山県津山市東一宮42番地１　レオパレスグランシャリオ202
債務者　森　智奈美（旧姓大幡）
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２３号
長崎県五島市紺屋町２番14号、住民票上の前住所福岡県久留米市南２丁目３番３―16号
債務者　豊川　　泉
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第２４号
長崎県五島市紺屋町２番14号、住民票上の前住所福島県白河市真舟２番地６　市営１―204号
債務者　豊川みさ子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第４４９号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地215
債務者　川節　治男
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４５８号
沖縄県豊見城市字饒波45番地
債務者　安里　啓子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４７９号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目129番地３　２階
債務者　米須　博二
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６３号
青森県八戸市大字新井田字坂８番地１　新井田宿舎３号棟208、前住所青森県八戸市大字新井田字坂８番地１　新井田宿舎３号棟206
債務者　佐藤　栄子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
青森県三戸郡南部町大字福田字西久根57番地５、前住所青森県十和田市東三番町27番７号
債務者　野田　優子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
群馬県館林市富士原町1241番地の90　ベルソーＢ―101
債務者　小姓堂　誠
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５９２号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目９番48号　杉山ハイツＣ―１号
債務者　菊川　珠美（旧姓古見）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６３１号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246　明仙寮102号室、住民票上の住所神奈川県横須賀市佐野町３丁目29番地
債務者　朴木　　仁
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部